

障害者手帳の役割と 使い方

～各種手当について～

初めに

- ◆自治体ごとに「障害者手帳のしおり」として、障害者手帳を持っている方が受けれる行政サービス等についてまとめた冊子があります。
- ◆インターネットや市区町村の市役所にお問合せ入手し読んでみてください
- ◆また、こちらを読んで実際申請しようとする際にも必ず自治体の担当者に確認する様をお願いいたします
- ◆実際の支給金額等は、自治体にお問合せください
- ◆今回は、東京都足立区を元に作っております。
- ◆あくまでも参考としてお読みください。

特別児童扶養手当

(国の制度)

目的

精神又は身体に障害を有する児童について手当を支給することにより、これらの児童の福祉の増進を図ることを目的にしています

対象

次のいずれかに該当する 20 歳未満の児童を養育している方
1 身体障害者手帳 1 級~ 3 級程度(4 級の一部を含む)など

※上記の手帳がある方でも、診断書が必要となる場合があります。

※重度障害児、中度障害児、非該当の認定は東京都の診断によって決定します。

対象外

児童が施設に入所している方

児童が障がい事由とする年金を受けることができる方

請求者及び児童が日本国内に住所を有しない方

請求者本人等の前年の所得が、限度額を超えている方

児童扶養手当

(国の制度)

対象

- ・ 対象詳細にある18 歳になった年度末までの児童
(ただし、身体障害者手帳1級～3級などをもつ児童または特別児童扶養手当の認定をされている児童は、20 歳未満)を養育している方

対象 詳細

- ・ 父母が離婚している
- ・ 父または母が死亡または生死不明の児童
- ・ 父または母が重度の障害者(障害基礎年金 1 級程度)である児童
- ・ 父または母に 1 年以上遺棄されている児童
- ・ 父または母が裁判所から DV 保護命令を受けた児童
- ・ 父または母が法令により 1 年以上拘禁されている児童
- ・ 母が婚姻によらないで出生した児童

児童扶養手当

(国の制度)

対象外

- ・ 児童が施設に入所している方
- ・ 請求者及び児童が日本国内に住所を有しない方
- ・ 請求者本人等の前年の所得が限度額を超えている方
- ・ 請求者または児童が公的年金を受けられることができる場合
- ・ 児童が父もしくは母に支給される公的年金の加算対象である場合

こちらの方々は、市区町村の担当部署に相談する事で、受給できる可能性があります

児童育成手当-育成手当-

(都道府県の制度)

対象

- ・ 対象詳細にある18 歳になった年度末までの児童を養育している方

対象 詳細

- ・ 父母が離婚している
- ・ 父または母が死亡または生死不明の児童
- ・ 父または母が重度の障害者(障害基礎年金 1 級程度)である児童
- ・ 父または母に 1 年以上遺棄されている児童
- ・ 父または母が裁判所から DV 保護命令を受けた児童
- ・ 父または母が法令により 1 年以上拘禁されている児童
- ・ 母が婚姻によらないで出生した児童

児童育成手当-育成手当-

(都道府県の制度)

対象外

- ・ 父母または養育者(申請者)の前年の所得が限度額を超えている方
- ・ 児童が施設に入所している方

児童育成手当-障害手当-

(都の制度)

対象

- ・ 身体障害者手帳 1 級・2 級などに当てはまる 20 歳未満の児童を養育している方

対象外

- ・ 父母または養育者の前年の所得が限度額を超えている方
- ・ 児童が施設に入所している方

心身障害者扶養共済制度

(都の制度)

内容

- ・ 障害者を扶養している保護者が毎月一定の掛金を納めることで、保護者が死亡または重度障がいと認められたときに、残された障がい者に終身一定額の年金を支給する制度です
- ・ 東京都から転出した場合でも、転出先の道府県の制度に加入することで加入期間が通算される全国共通の制度

対象

- ・ 身体障害者(1～3級)など

心身障害者扶養共済制度

(都の制度)

加入要件

- ・ 次のすべての条件を満たしている方
- ・ 心身障がい者(「対象」)の保護者であること
- ・ 東京都内に住所があること(全国制度あり)3加入年度の初日(4月1日)の年齢が 65 歳未満であること
- ・ 特別な疾病や障がいがなく、保険契約の対象となる健康状態であること